

呉市教育委員会会議録
(令和8年3月24日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和8年3月24日定例会

1 開催日時 令和8年3月24日（火） 15：00開会
16：02閉会

2 開催場所 758会議室（呉市役所7階）

3 出席委員 教育長 寺 本 有 伸
教育長職務代理者 大之木 小兵衛
委 員 若 野 文 江
委 員 藤 脇 真 美
委 員 石 井 哲 朗 欠席委員なし

4 出席職員 教育部長 石 川 直 之
教育部副部長 横 田 三 奈
教育部副部長 伊 藤 賀 世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽 田 光 利
教育総務課長 新 本 康 司
学校施設課長 瀧 川 孝 徳
学校教育課長 木 屋 善 貴
学校安全課長 田 村 峽 平
文化振興課長 對 川 隆 則
学校施設課主幹 森 脇 将 二
教育総務課課長補佐 橋 本 優 子

5 傍 聴 者 0人

6 日 程

（1）会期決定について

（2）前回会議の報告

（3）教議第9号 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（4）教議第10号 呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

（5）報告第6号 令和7年度教育費補正予算について

（6）教議第11号 呉市社会教育委員の委嘱について

（7）教議第12号 職員人事について

（8）教議第13号 教職員人事について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、藤脇委員・石井委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和8年3月19日臨時会について報告)

教 育 長 ここでお諮りします。本日の日程については、先にお知らせしておりましたが、昨日、事務局から追加の議案が提出されました。この際、提出された議案を日程に追加し、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。それでは、追加の日程を配布してください。

(追加日程配布)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5については、予算に係る案件のため非公開、日程第6、日程第7及び先ほど追加されました日程第8については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

議題に入ります前に、教育総務課から報告があります。

新 本 課 長 本日3月24日に閉会いたしました、呉市議会3月定例会におきまして、令和8年4月1日以降の呉市教育長として、多田博文化スポーツ部長が、市長の任命を受け、議会の同意が得られました。

また、寺本教育長は、同議会において、副市長に選任され、議会の同意が得られましたことを御報告いたします。

以上です。

教議第9号 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
--

教 育 長 それでは、日程第3の教議第9号「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第9号「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたしますので、資料2ページをお開きください。

改正の趣旨でございますが、入学期日・指定学校通知書交付後に就学予定者の保護者から指定学校変更申立てがあったときの通知について、指定学校変更許可書で足りることから、改めての通知書及び入学児童生徒一覧表の交付を廃止するものでございます。

次に、改正の内容を御覧ください。

規則第4条の規定に基づき、就学予定者の保護者に対し、入学前年の12月に通知書を交付するとともに、規則第5条に規定する一覧表を各学校長へ交付をしております。

これらを交付した後に、指定学校変更の申立てをした者に対して、許可書に加えて通知書を交付することとしております。

しかしながら、許可書は既に交付した内容について、変更許可する旨の結果を通知するものであり、これに加えて通知書を新たに交付する必要があることから、これを廃止するものでございます。

また、指定学校変更許可した者の情報について、一覧表の代わりに、許可書にて学校長へ通知することとし、事務の効率化を図るものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上です。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の教議第9号「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第10号 呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
--

教 育 長 次に、日程第4の教議第10号「呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第10号「呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたしますので、資料4ページを御覧ください。

改正の趣旨でございますが、学校運営協議会委員の年度途中の委嘱又は任命及び解嘱又は解任に係り、所要の規定を整備するため、この度の規則改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、学校運営協議会委員の年度途中の委嘱又は任命及び解嘱又は解任に係り、委員の報酬について、月割りで算定することとして整理するものでございます。

資料3ページにお戻りください。

ページの中ほどにあります新旧対照表を御覧ください。

同規則第10条につきまして、表の右側、改正後にありますように、第8条第3項の規定により委嘱又は任命した委員及び第12条第1項の規定により解嘱又は解任した委員の報酬は、第1項に規定する報酬の月割りにより算定することとします。

括弧書きです。当該算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。なお、月途中の委嘱又は任命及び解嘱又は解任の場合、1月として計算します。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第10号「呉市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(15:09)

報告第6号 令和7年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教 育 長 これより秘密会の議題に入ります。

(15:15)

教議第11号 呉市社会教育委員の委嘱について

教 育 長 それではこれより、次の議題に入りますが、一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは秘密会の議題に戻ります。

説明員の交代をお願いします。

(15:36)

教議第12号 職員人事について

教議第13号 教職員人事について

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:02)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 藤 脇 真 美 ）

（ 委 員 石 井 哲 朗 ）

（令和 8 年 3 月 2 4 日定例会）